



山形県公報

平成26年9月24日(水)
第2582号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁西置賜建設総務課) ……993
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 同……………(同) ……994

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(置賜総合支庁地域振興課) ……同
- 県営住宅入居者の一般公募……………(置賜総合支庁建築課) ……同

## 告 示

### 山形県告示第823号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成26年9月24日から同年10月7日まで縦覧に供する。

平成26年9月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 米沢飯豊線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                            | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長         |
|------------------------------------------------|------|-----------------------|-------------|
| 西置賜郡飯豊町大字高峰字下岡下4522番8から<br>同 手ノ子字八幡原道東1673番2まで | 旧    | 28.5メートル<br>}<br>12.5 | メートル<br>360 |
| 同 上                                            | 新    | 18.5メートル<br>}<br>12.5 | 同 上         |

### 山形県告示第824号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成26年9月24日から同年10月7日まで縦覧に供する。

平成26年9月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 米沢飯豊線
- 2 供用開始の区間 西置賜郡飯豊町大字高峰字下岡下4522番8から  
同 手ノ子字八幡原道東1673番2まで
- 3 供用開始の期日 平成26年9月24日

**山形県告示第825号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成26年9月24日から同年10月7日まで縦覧に供する。

平成26年9月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 五味沢小国線
- 2 供用開始の区間 西置賜郡小国町大字北字二本柳182番3から  
同 130番4まで
- 3 供用開始の期日 平成26年9月24日

---

**公 告**

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成26年9月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成26年9月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人レインボープラン市民市場虹の駅
  - (2) 代表者の氏名  
菅野 芳秀
  - (3) 主たる事務所の所在地  
長井市寺泉1483番地
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、長井市において、レインボープランが提唱する「地域循環」、「ともに」及び「土は命のみなもと」の三つの理念を基本として、まちとむら、生産者と消費者を食の安心安全でつなぐ地域内循環の公益的な拠点とし、また、長井市の「協働のまちづくり」の理念をふまえた、市民が参画する地域づくり事業の実践を通し、地域が持つ優しさと豊かな未来を分かち合い、新しい生活文化や価値観の創成を図り、環境に配慮した住み良い活力に満ちた個性的で心豊かなまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成26年9月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名 称              | 所 在 地            | 規 格  |                               | 公 募<br>戸 数 | 区 分 | 家 賃                     |                                    |                                    |                                    |                                    |                                    | 金 敷                      | 摘 要 |
|------------------|------------------|------|-------------------------------|------------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------------------------|-----|
|                  |                  | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |            |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |                          |     |
| 県営中田第2ア<br>パート1号 | 米沢市中田町<br>901-2  | 3DK  | 54.6                          | 1          | 一般用 | 13,000<br>円             | 15,000<br>円                        | 17,200<br>円                        | 19,400<br>円                        | 22,200<br>円                        | 25,600<br>円                        | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額 |     |
| 同 2号             | 同                | 同    | 55.7                          | 2          | 同   | 13,500                  | 15,600                             | 17,900                             | 20,100                             | 23,000                             | 26,600                             |                          |     |
| 同 米沢中央ア<br>パート2号 | 同 中央七丁<br>目5-77  | 同    | 68.7                          | 1          | 同   | 21,800                  | 25,200                             | 28,800                             | 32,500                             | 37,100                             | 42,800                             |                          |     |
| 同 中田第1ア<br>パート3号 | 同 中田町<br>658-3   | 同    | 69.9                          | 1          | 同   | 23,000                  | 26,600                             | 30,400                             | 34,300                             | 39,200                             | 45,200                             |                          |     |
| 同 6号             | 同                | 同    | 75.4                          | 1          | 同   | 25,700                  | 29,700                             | 34,000                             | 38,300                             | 43,800                             | 50,500                             |                          |     |
| 同 桜木アパー<br>ト2号   | 南陽市三間通<br>1229-1 | 同    | 59.3                          | 1          | 同   | 16,200                  | 18,700                             | 21,300                             | 24,100                             | 27,500                             | 31,800                             |                          |     |

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかなる者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他、国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成26年10月6日から同月10日まで（受付時間：午前10時から午後5時まで）（ただし、郵送の場合は、平成26年10月10日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 置賜事務所

## 5 入居の時期 平成26年12月上旬